

附則第四十三條を次のように改める。

第四十三條 削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二百五條 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九條を次のように改める。

第九條 削除

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二百六條 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百五十七條中会社更生法第二百六十一條第六項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

第二百六十四條第二項中「新株を」を「株式を」に、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等が新株の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす」を「株主に対し新たに払込み又は給付をさせないで株式を発行する」に改め、同條第三項中「他の

株式会社と」を削り、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等に株式を割り当てる」を「株主に株式又は持分を交付する」に改め、同条第四項中「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等」を「株主」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「会社の分割」を「新設分割又は吸収分割」に、「株式会社の設立」を「株式会社若しくは合同会社の設立」に、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした株式会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する」を「資本金の額又は吸収分割により増加した資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号(一)ト又はチの税率欄に規定する」に改め、「及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額」を削り、同条第六項中「他の株式会社と合併する」を「新設合併若しくは吸収合併又は組織変更をする」に、「合併による株式会社の設立又は合併による資本の増加」を「新設合併若しくは組織変更による株式会社若しくは合同会社の設立又は吸収合併による資本金の増加」に、「資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額又は吸収合併により増加

した資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号(一)ホ又はへの税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」を「(更生債権者等に株式又は持分を交付する」に、「以外の金額」を「を除く。）」に改め、同条第七項中「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等が新会社の設立に際して発行する株式の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす」を「株主に対し新たに払込み又は給付をさせないで株式を発行する」に改め、同条第八項中「千分の一・五」の下に「(登録免許税法別表第一第一号(五)から(七)までに掲げる登記にあつては、千分の四)」を加える。

第百五十八条に次の一項を加える。

7 新会社更生法第二百六十四条第八項の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第二百七条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二条第二項、第三項及び第五項の改正規定の次に次のように加える。

第百六十五条第二項中「銀行と合併してその銀行が合併後存続する」を「吸収合併をする」に、「その銀行の合併による資本」を「当該吸収合併による資本金」に、「合併により増加した資本の金額」を

「吸収合併により増加した資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第三項中「銀行と合併して株式会社を設立する」を「新設合併をする」に改め、「場合における」の下に「当該新設合併による」を加え、「資本の金額のうち、合併により消滅した銀行の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号（一）ホの税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」を「（更生債権者等に株式を交付する）に、「以外の金額」を「を除く。）」に改め、同条第四項中「その組織を変更して株式会社になる」を「転換をする」に、「組織変更」を「転換」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「組織変更後の株式会社が新株」を「転換後銀行が株式」に、「資本」を「資本金」に改める。

第二百十七条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百三十五条第二項、第三項及び第五項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

第三百三十八条第二項中「株式会社と合併してその株式会社が合併後存続する」を「吸収合併をする」に、「その株式会社の合併による資本」を「当該吸収合併による資本金」に、「合併により増加し

た資本の金額」を「吸収合併により増加した資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第三項中「株式会社と合併して株式会社を設立する」を「新設合併をする」に改め、「場合における」の下に「当該新設合併による」を加え、「資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号（ホ）の税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」を「（更生債権者等に株式を交付する」に、「以外の金額」を「を除く。」に改め、同条第四項中「その組織を変更して株式会社になる」を「組織変更をする」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「組織変更後の株式会社が新株」を「組織変更後株式会社が株式」に、「資本」を「資本金」に改め、同条第六項中「第二百七十二条」を「第二百六十七条」に、「株式交換」を「組織変更株式交換」に、「資本」を「資本金」に改め、同条第七項中「第二百七十三条」を「第二百六十八条」に、「株式移転」を「組織変更株式移転」に改める。

第二百八十四条のうち相続税法第四十一条第三項第二号の改正規定中「第四十一条第三項第二号」を「第四十一条第二項第三号中「含む」を「含み、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平

成十七年法律第八十七号) 第二条第二項(旧有限会社の存続)の規定により株式とみなされる同法第三条第二項(商号に関する特則)に規定する特例有限会社の持分を除く」に改め、同条第三項第二号」に改める。

第二百九十三条中印紙税法の改正規定に次のように加える。

別表第二独立行政法人の項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資の金額」に改める。

第二百九十四条のうち登録免許税法第十七条の二の次に一条を加える改正規定中「別表第一第十九号(ホ)を「別表第一第二十四号(ホ)」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

別表第一中「別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)」を「別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)」に改める。

第二百九十四条のうち登録免許税法別表第一第十九号の改正規定中「別表第一第十九号中」を「別表第

一第二十四号中」に改める。

第二百九十四条のうち、登録免許税法別表第一第十九号(一)ハの改正規定中「別表第一第十九号(一)ハ」を「別表第一第二十四号(一)ハ」に改め、同号(一)ワの改正規定中「トの」を「トに掲げる」に改め、同表第二十号(一)ハの改正規定中「同表第二十号(一)ハ」を「同表第二十九号(一)ハ」に改め、同号(一)ヘ及び(二)ロの改正規定を削り、同表第二十四号(九)の改正規定中「同表第二十四号(九)」を「同表第三十五号(六)」に改め、「第五条第一項」に「の下に」改め、同表第三十九号中「担保附社債に」を「担保付社債に」に、「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同表第四十七号(一)中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改め、同号(二)中「第八条第三号」を「第七条第三号」に「を加え、同表第五十三号の改正規定中「同表第五十三号」を「同表第六十三号」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

別表第二独立行政法人の項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資の金額」に改める。

第二百九十七条のうち地価税法第十八条第一項第一号イの改正規定中「改める」を「、「出資金額」を「出資金の額」に改める」に改める。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二百七条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二百八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項第三号の改正規定及び同法第三十七条の十一の三第三項第一号の改正規定中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

（銀行法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百九条 銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百十条 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律(平成十

八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中登録免許税法別表第一第五十号の改正規定を次のように改める。

別表第一第一百五十五号中「又は広域的処理」を「広域的処理又は無害化处理」に改め、同号(三)中「広域的な」を削り、同号(三)を同号(四)とし、同号(四)の次に次のように加える。

(三) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項(一般廃棄物の無害化处理に係る特例)又は第十五条の四の四第一項(産業廃棄物の無害化处理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化处理の認定	認定件数	一件につき十五万円

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同

じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。